

2019年9月9日
生活協同組合コープさっぽろ
広報採用部

「キャッシュレス・消費者還元事業」における加盟店登録について

平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

2019年10月1日より施行される「キャッシュレス・消費者還元事業」について、生活協同組合コープさっぽろは、本事業の基準に則って加盟店登録を申請しておりましたが、本日、経済産業省より「貴組合は、実質的に大企業と同視できるような事業規模と考えざるを得ず、登録は認められないと判断した」旨の理由により、登録は認められないとの通知がございましたので、ご報告申し上げます。

コープさっぽろは、国のキャッシュレス推進に賛同し、消費者還元事業を契機にできるだけ多くの組合員さんに税の還元を享受いただきたく準備をして参りましたが、このたびの通知により実施できなくなり非常に残念です。心よりお詫び申し上げます。

【本件に関するお問合せ先】

生活協同組合コープさっぽろ 常務理事 米内 徹

〒063-8501 札幌市西区発寒 11条5丁目10-1

TEL 011-671-5604 (管理部)